

サークル設立及び継続にあたっての注意事項

1. サークル設立に必要な構成員は、本会会員を5名以上とする。
本会会員とは、短期留学生及び院生を除く大阪産業大学の学生全員を指す。
2. 代表者および副代表者を各1名おくこと。
3. サークル名は、「～部」「～クラブ」「～同志会」「～同好会」を含む名称、及びすでに登録されている名称は認めない。
4. 書類の内容について変更が生じた場合、代表・副代表変更届、サークル名変更を速やかな本会まで届けること。
5. 各書類は記入漏れのないよう黒のボールペンで記入すること。
6. 構成員名簿に記入された個人情報に大学行事等の際に他団体へ提供する場合がある。
7. 今年度もサークル活動を継続する場合、公認サークル規約に基づき今年度の六月三十日までに継続手続きをすること。
なお継続手続きがない場合、公認サークル規約に基づき、本会の公認サークルから除名することがある。

書類の記入についての注意事項

令和07年度サークル活動届出書

- ・代表者、副代表者の印鑑を必ず捺すこと。
- ・住所がアパート、マンションの場合はアパート、マンション名及び部屋番号等まで記入すること。

令和07年度サークル構成員名簿

- ・No.1の一段目に代表者、二段目に副代表者を記入し、その他の構成員はそれ以降に記入すること。
- ・住所がアパート、マンションの場合はアパート、マンション名及び部屋番号等まで記入すること。
- ・構成員が10名を超える場合はNo.2以降に記入。(2枚で足りない場合は各自コピーをお願いいたします。)

令和07年度年間活動方針、昨年の活動実績報告書

- ・年間活動方針は簡略ではなく詳細に6行以上記入すること。
(新規の場合は活動実績を記入しなくてよい)

書類提出について

- ・「サークル活動届出書」、「サークル構成員名簿」、「年間活動方針 昨年の活動実績報告書」の計3枚(構成員が多い場合は4枚以上)を必ず提出すること。
- ・郵送、クラブポスト投函での提出は一切受け付けられません。直接、学生自治会室までのご提出をお願いいたします。

上記のことが守られていない場合、受け付けない場合がございます。

継続手続き期限：今年度の6月27日まで

提出場所 学生会館アクトス 6階 学生自治会室1 (TEL) 072-873-3836